

小浜市議会議員政治倫理条例の見直し等
に係る協議について
(協議結果)

令和6年3月

小 浜 市 議 会

(1) 背景および現状

本市議会では、清浄で公正に開かれた市政の発展に寄与すること等を目的に、平成 11 年 4 月に「小浜市議会議員政治倫理条例（P 6 参照）」を、平成 15 年 3 月に「同条例施行規程（P 8 参照）」を施行しており、現在 20 年以上が経過している。

平成 12 年には、当時の本市議会議員が政治倫理条例の規定に違反している疑いが生じたことから、本条例に基づき政治倫理審査会が設置され、審査の結果、当該議員の違反行為を認め、相応の措置が取られた例もある。

また、平成 24 年 12 月に、議会の最高規範である「小浜市議会基本条例」を制定した際にも、改めて議員の政治倫理に関しては「小浜市議会議員政治倫理条例」に委任し、さらに同条例の遵守義務を明記したものである。

【小浜市議会基本条例（議員の政治倫理）】

第 25 条 議員の政治倫理は、別に条例で定める。

2 議員は、前項の条例を遵守することはもとより、市民全体の代表として高い倫理性が求められることを自覚し、品位の保持に努めなければならない。

このような中、国は、議員の政治倫理条例にも関連する「地方自治法第 92 条の 2 議員の兼業（請負）禁止」規定について、議員のなり手不足の解消等を目的に、議員個人による地方公共団体に対する請負の規制を緩和する改正を行った。（令和 5 年 3 月 1 日施行（P 10 参照））

また、この緩和に伴い、議会の公正性等が損なわれることがないように、「〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）および同条例施行規程（例）（P 15 参照）」が全国市議会議長会から通知されたところである。

議会運営委員会では、かねて本市議会の政治倫理条例の見直しについてを議会改革検討課題項目に設定していたところであるが、本条例制定以降の社会状況の変化および今般の法改正、また全国市議会議長会からの通知などを契機に、政治倫理条例の見直しに係る議論に着手することとした。

(2) 政治倫理に関する条例の他自治体の制定状況

政治倫理条例は、1983 年に大阪府堺市で初めて制定されたと言われている。これは、収賄事件で有罪判決が確定した一市議会議員の居座りをきっかけに市政浄化の声が高まり、市民からの直接請求により制定されたものである。

それ以降、全国の自治体（議会）において政治倫理に関する条例の制定が進み、議員についての政治倫理等に関する条例は令和 4 年 12 月末時点で全国 815 市のうち 424 市において制定されている。（令和 5 年度市議会の活動に関する事態調査結果（令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日）令和 5 年 8 月全国市議会議長会）

なお、各自治体における政治倫理条例の規定内容はそれぞれ異なっているのが現状であるが、政治倫理条例の第一人者で九州大学名誉教授であった斎藤文男氏（2022年死去）が著書『市民がつくる政治倫理条例』等の中で、厳格な政治倫理の基準等で構成された「モデル条例（P24参照）」を提案しており、全国の多くの自治体が政治倫理条例の制定あるいは改正等を行う際に参考材料の一つにしていることを確認した。

（3）協議経過

ア 他市条例との比較による協議項目の抽出

議会運営委員会では、幅広い観点において適切かつ効率的に議論を進めることができるよう、まず本市条例とモデル条例や他自治体の条例等とを比較研究し、議論すべき項目の抽出を行った。

○研究した主な自治体

モデル条例の他、一般的また特徴的な次の11市を中心に条例等の比較を行った。

（県内）福井市、敦賀市、大野市、勝山市、あわら市、越前市、坂井市

（県外）福島県会津若松市議会、石川県加賀市議会、東京都府中市議会、和歌山県新宮市

研究対象とした自治体の条例等においては、規定項目の数や内容等が様々ではあるが、主に「政治倫理基準」、「請負等の制限（辞退等）」、「政治倫理審査会」、「住民・議員の調査（審査）請求」に係る事項を中心に組み立てられていることが共通している点であった。

その他少数の自治体において規定されている項目についても幅広く議論の対象とすることとし、最終的に、議論すべき全16項目（P3参照）を設定した。

イ 各区分ごとの意見の取りまとめ

議会運営委員会において、設定した16の項目ごとに規定の要否やその内容等を順次議論し最終的に全議員による政策討論会を踏まえた上で、別添「全区分 協議結果」のとおり議会としての意見を取りまとめた。

あわせて、「小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の公表に関する条例」および「本条例施行規程」の制定の要否等を検討し、その条文案については全国市議会議長会から示された条例（例）および条例施行規程（例）を基に議論を実施した。

○政治倫理条例の見直しに係る協議項目

区分	項目	概要	本市現行規定	区分	項目	概要	本市現行規定	
1	前文	条例制定の由来や背景を規定するもの。		6	請負等の制限(辞退等)	地方自治法において、議員や長等が当該自治体に対して請負をすることまたはこれらの者が役員等を務める法人が当該自治体に対して請負をすることを禁止している(法第92条の2、第142条等)ことを踏まえ、こうした法律で禁止されている事項のほか、請負等に関して配偶者等の親族が役員をしている場合などについても、一定の制限を上乘せして規定するもの。(配偶者等が単なる名目のみで、実質は議員が請け負っているものと何ら異なるような状態を防ぐための規制)	○(政治倫理基準に規定)	
2	目的(趣旨)	条例の目的(趣旨)を規定するもの。 政治倫理条例は、議員活動等を統制する内容やガイドラインおよび住民への情報公開としての要素が強いものが多い。(一方で議員の活動を守るためとの考え方もある) なお一部自治体で、議員のみならず、市長・副市長・教育長を対象に含めている例がある。(坂井市等)	○	7	指定管理者の指定の辞退(遵守事項)	上記「請負等の制限」に加え、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者となることを辞退することなどを規定するもの。		
3	議会の役割	“議会”が果たす役割について規定するもの。 政治倫理の向上に資する取組みを進めることや説明責任などを明記。		8	職員に依頼等をしたときの記録義務(記録資料提出の要求)	議員が市職員等に依頼等をした時の記録義務を規定するもの。または、記録資料の提出を要求するもの。		
4	議員・住民の責務(役割)	(議員の責務) 議員が住民との信頼関係を確立するために果たすべき責務や政治倫理基準を順守すること、説明責任等を規定するもの。 (市民の責務(役割)) 議員の政治倫理を確立するためには、住民の理解と協力が不可欠であるため、市民の役割(責務)を規定するもの。		9	兼業の報告義務(請負状況等の公表)	議員は、住民全体の奉仕者として高い倫理基準が課されていることから、議員の兼業等の実態について明らかにするために規定するもの。 (※令和5年3月全国市議会議長会より「市議会議員の請負の状況の公表に関する条例(例)および条例施行規程(例)」の通知あり)		
5	政治倫理基準(規準) (議員が遵守すべき行動規範)	①不正疑惑行為(信用失墜行為)の禁止 (下記②～その他にも関連)	(例)政務活動費等の不正使用や議会活動に関する不祥事。 (例)窃盗、暴行等の犯罪行為など、議会活動外での不祥事。		10	資産公開	資産公開法に基づき、都道府県および政令指定都市の議員、都道府県知事および市区町村長は条例で資産公開義務があることを踏まえ、(政令指定都市以外の自治体において)首長のみならず議員の資産公開の義務を規定するもの。	
		②地位利用による金品授受の禁止	(例)口利きによる報酬、実働のない顧問料等の授受 等	○	11	政治倫理審査会	住民・議員から請求等がある場合などに、調査や審査を行う機関として設置される委員会。審査に必要な事項を規定するもの。また、その調査結果の取扱いについて規定するもの。 (議員のみで委員会を構成する場合は、議会の特別委員会として設置されることが多い。特別委員会においても、参考人など第三者の意見を聞くことは可能。)	○
		③契約等に当たっての特定企業等への有利な取扱いの禁止	(例)贈収賄・あっせん収賄に関する犯罪行為 等	○	12	住民・議員の調査(審査)請求	政治倫理基準や請負等の制限に違反する疑いがある場合などに、住民または議員が議長に対して調査や審査を請求することができる旨を規定するもの。	○(議員のみ)
		④職員の職務執行への不当介入(影響力の行使)の禁止	(例)公共工事の入札予定価格を担当職員から聞き出すこと 等		13	問責制度	犯罪容疑で逮捕・起訴された議員等に説明会を開かせ、釈明の機会を与えるために規定するもの。	
		⑤職員採用等の推薦禁止	(例)職員の人事に関して議員が介入すること 等		14	違反に対する議会の措置	政治倫理審査会が対象議員に政治倫理条例規定に違反があると認めた場合の議会としての措置内容について規定するもの。	○
		⑥政治的・道義的批判を受けるおそれのある寄附の受入れの禁止(後援団体を含む)	(例)議員が代表を務める政党支部が行政と契約関係等にある企業から献金を受け、これを議員個人の資金管理団体に移す「迂回献金」など 等		15	その他	その他の規定	
		(その他) ・人権侵害のおそれのある行為(ハラスメント)等の禁止 ・反社会的な団体等との関りの禁止 等	(例)パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどのハラスメント行為を行うこと 等 (例)暴力団など不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人との関わりを持つこと 等		16	委任	条例に定める以外の事項や条例に疑義があった場合の取扱いについて規定するもの	○

ウ 市民等の意見の反映（パブリックコメントの実施）

今回の政治倫理条例の改正等は市民にも影響が及ぶものであり、広く市民等に対して各条例等の案に対する意見を聴く機会を設ける必要があることを踏まえ令和5年1月23日～2月14日までパブリックコメント（意見募集）を行ったが、市民等からの意見の提出はなかった。

エ 総括

今回の政治倫理条例等の見直し協議に係る議会運営委員会を計15回、全議員による政策討論会を3回開催し、最終的に、小浜市議会議員政治倫理条例および同条例施行規程を全部改正するとともに、新たに「小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例」および「同条例施行規程」を制定することで議会の合意を得た。

令和6年3月22日開催の3月定例会において、各条例議案が全会一致で可決され、同日施行。（各条例施行規程も同日施行）

○各条例の主なポイント

【小浜市議会議員政治倫理条例の全部改正】

- ・政治倫理基準の項目の見直しおよび新設
- ・地方自治法第92条の2に規定する請負禁止要件の上乗せ制限の撤廃
（議員の親族が役員をしている企業等の請負禁止の撤廃）
- ・指定管理者の指定に関する遵守事項の新設
（議員が市から指定管理者の指定を受ける法人その他の団体の役員になることを禁止）
- ・議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表の義務化
- ・政治倫理審査会（任意組織）の特別委員会への位置づけ
- ・市民等への審査請求権の付与

【小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例の制定】

- ・全国市議会議長会が例で示す議員個人の請負の状況の報告および公表の他、議会の公正性を更に高めるため、本市独自の規定として、議員の親族および議員の親族が役員である法人が市の請負をする場合、また議員の親族が指定管理者の指定を受けている法人その他の団体の役員である場合の状況の報告および公表の義務化

◎政治倫理条例の見直し等に係る議会運営委員会等の開催実績

開催日	協議内容
R5. 7.12	背景および現状、全国他市の政治倫理条例の制定状況、法第 92 条の 2 の改正内容、請負の状況の公表に関する条例（例）・同条例施行規程（例）（全国市議会議長会通知）、今後のスケジュール等を確認
R5. 7.24	県内および県外他市における政治倫理条例等の内容を比較研究し、今後議論すべき全 16 区分を設定
R5. 8. 8	区分ごとに規定の要否、内容等を議論 ・区分 2 「目的」～区分 4 「議員・住民の責務（役割）」
R5. 8.17	・区分 5 「政治倫理基準」
R5. 9. 1	・区分 5 「政治倫理基準」
R5. 9.15	・区分 5 「政治倫理基準」 ・区分 6 「請負等の制限（辞退等）」
R5.10.23	・区分 5 「政治倫理基準」 ～区分 8 「職員に依頼等をしたときの記録義務（記録資料提出の要求）」
R5.11. 6	・区分 9 「兼業の報告義務（請負状況等の公表）」 ～区分 11 「政治倫理審査会」
R5.11.14	・区分 11 「政治倫理審査会」 ・区分 12 「住民・議員の調査（審査）請求」
R5.11.22	・区分 12 「住民・議員の調査（審査）請求」～区分 16 「委任」 ・区分 1 「前文」 ・全区分の整理
R5.12.21	条例等の案を確認 ・小浜市議会議員政治倫理条例、同条例施行規程の改正（案）（ 概 を 除 く） ・小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の公表に関する条例、同条例施行規程の制定（案）（ 概 を 除 く） ・小浜市議会パブリックコメント制度実施要綱の制定（案）
R6. 1.12	政策討論会（全議員）
R6. 1.15	・区分 14 「違反に対する議会の措置」（再協議）
R6. 1.15	政策討論会（全議員）
R6.1.23 ～2.14	各条例案に係るパブリックコメント（意見募集）を実施。 ⇒意見の提出はなし。
R6. 2.21	条例等の案の修正および各条例施行規程の様式について議論
R6. 3.11	政策討論会（全議員）
R6. 3.18	議長に提出する条例議案の最終確認
R6. 3.22	本会議にて各条例案可決成立・施行

— 參考資料 —

○小浜市議会議員政治倫理条例

平成11年3月23日
条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託に基づくものであることを認識し、その担い手たる市議会議員（以下「議員」という。）は、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、清浄で公正に開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(政治倫理基準)

第2条 議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）で禁止されている寄付行為はもとより、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - (2) 市が発注する公共工事および業務委託（建設業法（昭和24年法律第100号）第22条および小浜市工事請負契約約款第6条の規定を準用する。以下「工事等」という。）に関して、特定業者の斡旋はもとより、推薦または紹介に関し強要はしないこと。
 - (3) 議員、議員の配偶者、父母、子もしくは兄弟姉妹が役員をしている企業または議員が実質的に経営に携わる企業は、前号に規定する工事等に関して契約をしてはならない。
- 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、第3条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第3条 議長は、政治倫理確立のため調査、審査を行う必要があると認めるときは、小浜市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

- 2 審査会は、議長から調査の依頼があったときは、当該議員に対し事情聴取または資料の提出を求め、もしくはその関係者に対して必要な調査を行うものとする。
- 3 審査会の委員は7人とし、議長が会議に諮って指名する。ただし、委員は議員以外からも指名することができる。
- 4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(違反に関する措置)

第4条 議長は、第2条第1項の規定に違反している疑いがある場合または議員から調査請求があった場合は、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。

- 2 前項の規定により調査した結果、第2条第1項の規定に違反しているとの結果が出た場合は、議長はその旨を全員協議会および議会報で公表するものとする。

(議員の調査請求)

第5条 議員は、この条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがあると認めるときは、4人以上の連署をもって議長に調査を請求することができる。

(特例)

第6条 市が発注する工事等のうち、災害時の緊急対応にかかるものについては、

この条例を適用しない。ただし、第1条の精神に反するものであってはならない。
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

○小浜市議会議員政治倫理条例施行規程

平成15年3月20日
議会規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、小浜市議会議員政治倫理条例（平成11年小浜市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(実質的に経営に携わる企業)

第2条 条例第2条第1項第3号に規定する「議員が実質的に経営に携わる企業」とは、議員が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業をいう。

(審査会)

第3条 小浜市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）には、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は委員の中から互選する。

3 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、最初に行われる審査会の招集は、議長が行う。

6 審査会は、3分の2以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

7 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、小浜市議会委員会条例（平成3年小浜市条例第21号）の例による。

(審査結果の通知)

第4条 審査会は、調査が終了した時は速やかに調査結果報告書（様式）を議長に提出しなければならない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に条例第3条第1項の規定により置かれた審査会の会長および副会長である者は、第3条第2項の規定により委員の中から互選された者とみなす。

様式(第4条関係)

調査結果報告書

年 月 日

小浜市議会議長 様

小浜市議会議員政治倫理審査会会長 印

調査依頼のあった件について、小浜市議会議員政治倫理審査会において調査した結果を次のとおり報告します。

1 調査の内容

2 調査の結果

全議 K 第 8 号
令和 4 年 12 月 12 日

各市議会議員 様

全国市議会議員会
会長 清水 富雄

地方自治法の一部改正について

平素より、本会の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る 12 月 10 日、第 210 回臨時国会におきまして、議員立法により提出された地方自治法の一部を改正する法律案が可決、成立しました。

近年、地方議会は性別や年齢構成の偏り、小規模市町村を中心とした議員のなり手不足の深刻化、低投票率などに見られる議会への関心の低下などの課題に直面していることから、本会では、全国都道府県議会議員会及び全国町村議会議員会とともに、多様な人材の地方議会への参画促進を図るため、政府及び国会に対して、地方議会の位置付け・議員の職務の地方自治法における明確化をはじめ、会社員が立候補しやすい労働法制の見直し、請負禁止要件の緩和など各般の制度改正や支援措置を要望してまいりました。

今回の地方自治法の一部改正では、「議員個人による請負に関する規制の緩和」、「災害等の場合の開会の日の変更」に関する規定が整備されたほか、改正法の附則において、「政府は事業主に対し、地方議会議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めること等の自主的な取組を促す」旨の規定などが加えられるとともに、衆議院総務委員会の決議及び参議院総務委員会の附帯決議においては、「請負規制の緩和における透明性の確保」、「立候補環境の整備」及び「地方議会におけるオンライン開催」の各事項について政府が十分配慮すべきであると明記されました。詳細については、別紙「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議（R4. 11. 9 第 113 回評議員会）に対する地方自治法の一部改正（R4. 12. 10 成立）の措置結果」をご参照ください。

今回の法改正の実現につきまして、政府及び国会に対する要望活動にご支援ご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

また、年内には、第 33 次地方制度調査会において調査審議が行われてきました、「地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備など地方議会のあり方」についても答申が出される予定であります。

このような一連の制度改正や環境整備等を通して、来年春の統一地方選挙に向けて、若者や女性、会社員など多様な人材が市議会議員に積極的にチャレンジして、地方分権の時代にふさわしい活力ある地方議会の創出につながることを期待いたします。

添付資料：

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表

衆議院総務委員会決議

参議院総務委員会附帯決議

担当：全国市議会議長会 政務第一部 尾崎

TEL：03-3262-5235 FAX：03-3263-5751

「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」(R4. 11. 9 第 113 回評議員会)に対する
地方自治法の一部改正(R4. 12. 10 成立)の措置結果

<p>本会決議(R4. 11. 9)</p>	<p>地方自治法の一部改正(R4.12.10)の措置結果</p>
<p>第 1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備 2 会社員が立候補しやすい労働法制の見直し 今や就業者の 9 割を会社員が占めており、若者や女性を含む幅広い会社員層から市議会の議員に立候補しやすい、また、兼業が認められる場合には議員活動ができる環境を整える必要がある。 このため、立候補に伴う休暇保障や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。</p>	<p>(地方自治法一部改正法の附則第 6 条) 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする事。 地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、前記の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする事。</p>
<p>3 兼業（請負）禁止要件の緩和 地方議会議員の兼業（請負）禁止について、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる現行制度を見直し、兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。</p>	<p>(地方自治法第 92 条の 2 の改正) 規制の対象となる「請負」とは、業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該地方公共団体が対価の支払をすべきものとする事。 各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこと。 (地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の決議一、参議院総務委員会の附帯決議一) 政府は、地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすることに十分配慮すべきである。</p>

<p>[第1の全般に関して]</p>	<p>(地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の決議二、参議院総務委員会の附帯決議二)</p> <p>政府は、地方公共団体の議会の議員の選挙について、多様な人材の議会への参画につながるよう、地方制度調査会の答申や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、引き続き立候補環境の整備に取り組むことに十分配慮すべきである。</p>
<p>第2 地方議会の権能強化</p> <p>7 地方議会のオンライン開催</p> <p>感染症のまん延や大規模災害の発生により委員会を開催すること自体が困難な場合に加え、出産・育児、介護、疾病等の事情により会議場に参集することが困難な議員についてはオンラインでの参加を認めるなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の拡充を図ること。</p>	<p>(地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の決議三・四、参議院総務委員会の附帯決議三・四)</p> <p>政府は、地方議会におけるオンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、オンラインによる委員会の円滑な開催に資するよう、各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めることに十分配慮すべきである。</p> <p>政府は、地方議会におけるオンラインによる本会議の開催について、国会における今後の取扱いのほか、オンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、丁寧に検討を進めることに十分配慮すべきである。</p>
<p>8 議会の招集日の変更</p> <p>国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。</p> <p>このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。</p>	<p>(地方自治法第101条に一項新設)</p> <p>招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができること。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないこと。</p>

改正案	現行
<p>第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第四百二十二条、第八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十号において同じ。)をする者(各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。)及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p> <p>第百一条 (略)</p> <p>②⑦ (略)</p> <p>⑧ 前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。</p>	<p>第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p> <p>第百一条 (略)</p> <p>②⑦ (略)</p> <p>(新設)</p>

市議会議長 各位

全国市議会議長会
会長 清水 富雄

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び 条例施行規程（例）の送付について

平素は本会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることとなりました（令和5年3月1日施行）。

同改正法の国会における審議過程においては、附帯決議がなされ、政府は「議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行う」こととされました。

さらに、令和4年12月16日付け総行第351号による総務大臣通知において、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされました。

こうしたことを踏まえ、本会では、各市議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組例として、〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）を総務省と協議のうえ、作成しましたので、条例（例）等の条文解説と併せて参考としてお示しします。

なお、「議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定するにあたっては、必ずしも令和5年3月議会中の制定、施行が求められるものではなく、その制定時期は、各市議会の実情に応じてご判断いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、今回の法改正の施行通知及び関係資料を本会のHPに掲載させていただくことも併せてお知らせします。

担当 企画議事部（議事担当）

TEL 03-3262-2303

FAX 03-3263-5751

Email chousa@si-gichokai.gr.jp

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）条文解説

（目的）

第1条 この条例は、〇〇市議会議員（以下「議員」という。）が〇〇市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

本条は、この条例の目的を定めるものです。

改正前の地方自治法第92条の2の規定では、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通公共団体に対し請負をする者及びその支配人であることができない」旨が規定されており、議員個人と市との請負が認められていませんでしたが、今回の法改正により、「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く」が加えられ、政令で定める一定金額（300万円）までは、議員個人による市との請負が規制の対象から除かれることとなりました。

改正法の国会における審議過程で付けられた附帯決議では、「請負禁止の規制緩和」にあたり「議員の職務執行の公正、適正」を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せて、議員個人の請負状況の透明性を確保するための対応について、政府において必要に応じ適切な助言を行うようにすることが求められ、法改正について発せられた総務大臣通知（令和4年12月16日付け総行行第351号）では、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされています。

これらを踏まえ、本条例(例)は、市議会議員と市との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としています。

なお、本条例(例)は、各市議会の参考に資するため作成したものであり、それぞれの実情に合わせて条文を調整してください。

条例を定めるに当たっては、新たな条例とすることのほか、すでに制定している条例(政治倫理条例、議会基本条例等)を改正して、本条例(例)の内容を規定することも考えられます。

また、本会としては、総務大臣通知も踏まえ、各市議会が自主的に請負の状況の透明性向上を図り住民への説明責任を果たす観点から条例(例)として示していますが、各市議会の判断により、条例以外の規程や要綱、申合せなどの形式によることも考えられます。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における〇〇市に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

本条は、前会計年度中に市と請負をした議員は、議長に対し、請負の状況を報告しなければならないことを定めるものです。なお、議員が個人事業主の支配人である場合は、その個人事業主と市に対する請負の状況を報告しなければなりません。

報告すべき議員は、前会計年度中に市と請負をした者又はその支配人である議員であつて、すべての議員ではありません。また、前会計年度において議員でない者や報告の時点で議員でない者は、報告の必要はありません。

第1項は、前会計年度の出納閉鎖期間終了後である毎年6月1日から同月30日までの間に議長に対して、前会計年度において支払を受けた請負の状況を報告しなければならないことを規定しています。括弧書きは、報告すべき期間内に議員の選挙があり、再度議員となつ

た場合の報告期間です。

第1号は、請負ごとに報告しなければならない事項を規定しています。

アの「請負の対象とする役務、物件等」は、どのような請負があったかの報告を求めるものです。

イの「契約締結日」は、契約を特定するために締結日の報告を求めるものです。なお、変更契約があった場合や複数年契約、長期継続契約も考えられますが、その場合も当初の契約締結日を報告することになります。

ウの「契約金額」は、契約金額が定められている契約に限り報告を求めるものです。なお、単価契約の場合には、その旨を報告することになります(規程(例)第1号様式参照)。

エの「当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額」は、1つの契約でも複数回数の支払があることも想定されるため、請負ごとに、前会計年度において支払を受けた総額を報告することになります。

第2号は、前号エに掲げる総額の合計額を報告することを規定しています。

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

第2項は、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、訂正内容の届出が必要であることを規定しています。なお、訂正の期限については、定めていません。したがって、訂正が必要であるときは、前会計年度以前のものであっても訂正内容を届け出なければいけません。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(前条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

本条は、議長は、請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めるものです。なお、前条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告についても同様に、一覧の作成及び公表をしなければいけません。

公表については、広く住民が知り得る状態におくことを意味し、議会事務局の窓口に一覧を置いておくことや各市のホームページ、議会広報への掲載なども考えられます。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

本条は、報告及び訂正の保存及び閲覧等について定めるものです。

第1項は、第2条の規定による報告及び訂正の保存期間を報告すべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日までと規定するものです。

「〇年を経過する日」は、各市議会の文書管理規程等によりますが、議員任期が4年であることを考慮し、各市議会の判断で整理してください。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

第2項は、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧及び写しの交付が請求できることを規定するものです。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

本条は、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることを定めるものです。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

附則は、施行期日を定めるが、この条例がどの会計年度から適用されるかを明確にするため、令和〇年4月1日から始まる会計年度における請負から適用することを定めるものです。

「令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負」については、例えば、「令和5年4月1日に始まる会計年度における請負」が想定されます。この場合、改正法の施行日である令和5年3月1日からの一か月分の請負の取扱いについては、条例制定の趣旨を考慮し、条例が適用されないものの条例の取扱いに準じて請負状況等の報告、公表を行う対応が考えられます。

また、条例の適用を「令和4年4月1日に始まる会計年度における請負」として条例に基

づき請負状況等の報告、公表を行う対応も考えられます。

なお、「議員の請負の状況の公表に関する条例」の制定時期については、必ずしも令和5年3月議会中の制定、施行が求められるものではなく、各市議会の判断により対応してください。

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（例）条文解説

（趣旨）

第1条 この規程は、〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和〇年〇〇条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

本条は、この規程の趣旨について定めるものです。

（報告）

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

本条は、報告及び訂正の方法を定めるものです。

第1項は、条例第2条第1項の規定による報告の方法について規定するものです。

請負状況等報告は、請負状況等報告書（第1号様式）による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等により報告することになります。

第2項は、条例第2条第2項の規定による訂正の方法について規定するものです。

訂正は、訂正届（第2号様式）による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等により報告することになります。

なお、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等については、例えば電子メールとする旨を議長の決裁により別に定めること等が考えられます。

（報告の一覧の訂正）

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

本条は、条例第3条の規定による報告の一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならないこと（いわゆる見え消しの方法）を定めるものです。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

- 2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。
- 3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

本条は、報告及び訂正の閲覧について定めるものです。

第1項は、閲覧の期間、場所、時間について規定するものです。

「〇日を経過する日の翌日」については、各市議会で報告及び訂正を処理するための事務処理期間を踏まえ、各市議会で整理してください。

第2項は、第1項に規定する場所及び時間の公表について規定するものです。

第3項は、議長が指定する場所以外に報告及び訂正は持ち出せないことを規定するものです。

第4項は、閲覧に係る報告及び訂正の取扱いについて規定するものです。

第5項は、第1項及び前2項の規定に違反する者の対応について規定するものです。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第3号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

本条は、報告及び訂正の写しの交付について定めるものです。

報告及び訂正の写しの交付請求は、複写申込書（第3号様式）による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等（例えば電子メール等）により請求することを規定するものです。

写しの作成に要する費用（実費）は、写しの交付を請求した者の負担とすることを規定するものです。なお、費用については、各市議会の他の実費徴収の例により、必要に応じて規定することも考えられます。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、〇〇市の休日を定める条例（〇〇年〇〇市条例第〇号）第〇条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

本条は、報告及び閲覧の期限の特例について定めるものです。

第1項は、報告をすべき期限が市の休日に当たるときは、その翌日を期限とみなすことを規定するものです。

第2項は、報告及び訂正の閲覧をすることのできる日が市の休日に当たるときは、その翌日を閲覧開始日とみなすことを規定するものです。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

附則は、施行期日を定めるが、この規程がどの会計年度から適用されるかを明確にするため、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することを定めるものです。

『市民がつくる政治倫理条例』(斎藤文男著、2022年、公人の友社)から抜粋

〇〇市政治倫理条例 (モデル条例)

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることにかんがみ、その受託者たる市長、副市長、教育長(以下「市長等」という。)及び市議会の議員(以下「議員」という。)が、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等、議員及び市民の責務)

第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として市政に参加し、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等及び議員に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。

(政治倫理規準)

第3条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 市(市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。第4条において同じ。)が行う工事等の請負契約(下請負を含む。)、業務委託契約及び物品納入契約(以下「請負契約等」という。)並びに指定管理者の指定に関して特定の業者を推薦、紹介する等有利な取扱いをしないこと。

(4) 市の職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。

(5) 市の職員の採用、昇格又は異動に関して推薦又は紹介をしないこと。

(6) 政治活動に関して企業、団体から寄附を受けないこととし、資金管理団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

2 市長等及び議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら清い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(請負契約等の辞退)

第4条 市長等及び議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業又は市長等及び議員の配偶者若しくは二親等以内の親族が役員をしている企業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5の

規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する「実質的に経営に携わっている企業」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市長等及び議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
 - (2) 市長等及び議員が年額100万円以上の報酬(顧問料その他名目を問わない。)を收受している企業
 - (3) 市長等及び議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業
- 3 前2項の規定に該当する企業がある市長等及び議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係企業の請負契約等の辞退届を提出しなければならない。
- 4 辞退届は、市長等及び議員の任期開始の日又は該当事由の発生した日から30日以内に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出するものとする。
- 5 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを速やかに市長に送付しなければならない。
- 6 市長は、辞退届の提出状況を広報紙等で速やかに公表しなければならない。
- 7 市は、辞退届を提出した企業と請負契約等を終結することができない。

(指定管理者の指定の禁止)

第5条 前条第1項に規定する企業又は団体は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者となることができない。ただし、他に適当な指定管理者がな

(資産等報告書の提出)

- 第6条 市長等及び議員は、毎年1月1日現在の資産、地位、肩書、前年1年間の収入、贈与及び税等の納付状況を記載した資産等報告書を毎年5月15日から同月31日までの間に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。
- 2 市長等及び議員は、前項の資産等報告書と併せ、配偶者及び扶養又は同居の親族(以下「配偶者等」という。)の資産等報告書を提出しなければならない。
 - 3 資産等報告書には、規則の定めるところにより、必要な証明書類を添付しなければならない。

(資産等報告書の記載事項)

第7条 資産等報告書には、次の各号に掲げる事項を記入しなければならない。

- (1) 資産
 - ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び価額
 - イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価額
 - ウ 不動産に関する権利(借地権等) 権利の種類、契約期日及び契約価額
 - エ 預貯金 預入金融機関名、預貯金の種類及び金額、定期預金の預金日及び満期日
 - オ 動産 価格が50万円以上の動産の種類、数量、価額及び取得の時期(ただし、生活に必要な家具、什器及び衣類を除く。)
 - カ 信託 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類、数量、信託の時期及び価額
 - キ 有価証券 公債、社債、株式、出資その他の有価証券の明細、取得期日、取得価額、額面金額及び時価額

- ク ゴルフ会員権 クラブ等の名称、口数及び時価額
- ケ 貸付金及び借入金 1件につき50万円以上の貸付金並びに借入金の明細、契約期日及び金額
- コ 保証債務 金銭保証、身元保証等の保証債務の内容及び金額(ただし、金銭保証については、同一人に対し総額50万円未満のものを除く。)
- サ 貯蓄性保険 貯蓄性の生命保険、損害保険等の種類、保険会社名、契約期日及び保険金額
- (2) 地位及び肩書
 - ア 企業その他の団体における役職名、報酬(顧問料その他名目を問わない。)の有無及び金額(ただし、宗教的、社会的又は政治的団体を除く。)
 - イ 公職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決めについての相手方及び条件
- (3) 収入、贈与及びもてなし
 - ア 前年の給与、報酬、事業収入、配当金、利子、賃貸料、謝礼金、年金その他これらに類する収入の出所及び金額
 - イ 前年における一出所当たり3万円以上の贈与並びにもてなし(交通、宿泊、飲食、娯楽等)の出所、内容及び金額又は価額
- (4) 税等の納付状況
 - ア 所得税及び事業税の前年分、市県民税、固定資産税、国民健康保険料並びに軽自動車税の前年度分の納税状況
 - イ 普通地方公共団体に係る使用料等の前年度分の納付状況

(資産等報告書の公表)

- 第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された議員の資産等報告書の写しを速やかに市長に送付し、市長は、市長等の資産等報告書と併せ、これを毎年6月15日までに市民の閲覧に供するとともに、その要旨を広報紙等に速やかに掲載しなければならない。ただし、証明書は、閲覧の対象としない。
- 2 資産等報告書の閲覧期間は、閲覧開始の日から5年間とする。
 - 3 市民は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うよう適正に利用しなければならない。

(資産等報告書の審査)

- 第9条 市長は、資産等報告書の写しを毎年6月15日までに次条に定める政治倫理審査会に提出し、審査を求めなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

- 第10条 資産等報告書の審査その他の処理を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき〇〇市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織及び運営)

- 第11条 審査会の委員は、7人とし、資産等報告書の審査等に関して専門的知識を有する者及び地方自治法第18条に規定する選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する。
- 2 審査会の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、任期が満了した場合においても、後任の委員が委嘱されるまでの間その職務を行う。
 - 3 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の委員の同意を必要とする。
 - 4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(審査会の職務)

- 第12条 審査会は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 資産等報告書を審査し、意見書を市長に提出すること。
 - (2) 市民の調査請求に係る事案を調査・審査し、意見書を市長に提出すること。
 - (3) その他、政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項について答申をし、又は建議すること。
 - (4) 説明会を主宰すること。

(調査協力義務)

- 第13条 首長等・議員は、審査会の調査に協力しなければならない。
- 2 首長等・議員が前項の調査に協力しなかったとき又は虚偽の報告をしたときは、審査会は、意見書にその旨を記載しなければならない。

(条例違反に対する措置の勧告)

- 第14条 審査会は、この条例に違反する事実を認定したときは、意見書にその旨を記載しなければならない。この場合において、審査会は、違反者に対し必要な措置を勧告することができる。
- 2 前項の勧告は、首長等に係るものにあつては首長に、議員に係るものにあつては議長に対して行う。
 - 3 首長又は議会は、審査会の勧告を尊重して、必要な措置を取らなければならない。

(意見書の公表)

- 第15条 審査会は、第9条及び第16条第2項の規定により調査・審査を求められた日から90日以内に、調査・審査の結果について意見書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、意見書を速やかに市民の閲覧に供するとともに、その要旨を直近の広報紙等に掲載しなければならない。
 - 3 意見書の閲覧期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

(市民の調査請求権)

第16条 市民は、次の各号に掲げる事由があるときは、これを証する資料を添えて、市長等に係るものにあつては市長に、議員に係るものにあつては議長に調査を請求することができる。

- (1) 資産等報告書に疑義があるとき。
 - (2) 政治倫理規準に違反する疑いがあるとき。
 - (3) 請負契約の辞退及び指定管理者の指定禁止に違反する疑いがあるとき。
 - (4) その他この条例に違反する疑いがあるとき。
- 2 前項の規定により調査の請求があつたときは、議長は、議員に係る調査請求書(添付資料を含む。この項において同じ。)の写しを速やかに市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書の写しを速やかに審査会に提出し、調査を求めなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により審査会の意見が提出されたときは、調査請求者、調査対象者及び議員に係るものにあつては議員に対し、その写しを速やかに送付するとともに、市民の閲覧に供しなければならない。

(逮捕後の説明会)

第17条 市長等及び議員が刑事犯の容疑による逮捕後も、その職にとどまろうとするときは、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。

(起訴後の説明会)

- 第18条 市長等及び議員が刑事犯の容疑による起訴後、引き続きその職にとどまろうとするときは、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に、市民に対する説明会の開催を求めなければならない。
- 2 前条又は前項の規定による説明会が開催されないときは、市民は、地方自治法第18条に定める選挙権を有する者50人以上の連署をもって、説明会の開催を請求することができる。
- 3 前項の開催請求は、逮捕後の説明会にあつては起訴又は不起訴の処分がされるまでの間に、起訴後の説明会にあつては起訴された日から50日以内に、市長等に係るものにあつては市長に、議員に係るものにあつては議長に対して行うものとする。
- 4 議長は、議員に係る説明会の開催請求があつたときは、開催請求書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。
- 5 市長は、説明会の開催請求書の写しを速やかに審査会に送付し、説明会の開催及び主宰を求めなければならない。

(説明会の主宰)

第19条 説明会は、審査会が主宰する。

(一審有罪判決後の説明会)

第20条 前2条の規定は、市長等又は議員が刑事犯で一審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。ただし、開催請求の期間は、判決のあつた日から30日を経過した日以後20日以内とする。

(刑の確定後の措置)

第21条 市長等又は議員が、刑事犯で有罪判決の宣告を受け、刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、当該市長等又は議員は、辞職するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、○年○月○日から施行する。